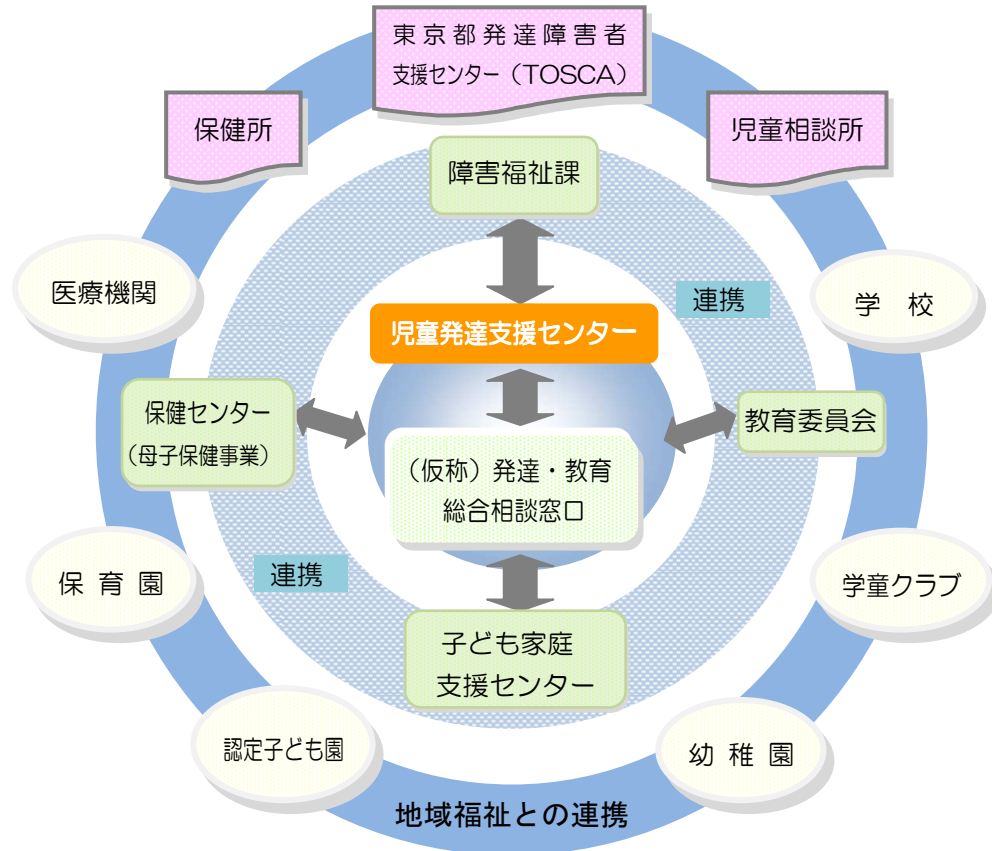


## 地域との連携体制

- 発達や教育についての相談・支援窓口の一本化を目的として市が設置する「（仮称）発達・教育総合相談窓口」とともに、センターが児童発達支援の中核的なコーディネート機能を担い、保健・医療・福祉・教育・就労など、多様な関係機関の連携体制を構築します。



## 開設時期

- （仮称）昭島市児童発達支援センター（既存・新築）の整備スケジュールは次のとおりです。

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画	児童発達支援計画							開設
	事業詳細計画							
建物	設計	既存 新築	基本設計	実施設計 <準備>	実施設計			
	建設工事	既存 新築						

## （仮称）昭島市児童発達支援センター事業詳細計画・概要版

発行年月 平成28年3月

発行 昭島市 子ども家庭部 子ども育成課

〒196-8511 東京都昭島市田中町1-17-1

Tel 042-544-5111 Fax 042-546-5496

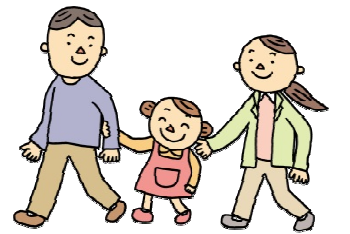
## （仮称）昭島市児童発達支援センター事業詳細計画

### 【概要版】

## 計画の目的

- 昭島市では、平成27年3月に、昭島市児童発達支援基本計画を策定し、基本目標を「要配慮児童\*が地域の一員として自立することを支援する」と決めました。
- 基本計画に掲げる基本目標を達成するため、本市では、要配慮児童の自立と保護者への支援に向けて、身近な地域で適切な支援を継続して行うための拠点として、（仮称）昭島市児童発達支援センター（以下「児童発達支援センター」という。）を設置します。
- 本計画は、関係法規に基づき、社会的障壁の除去及び合理的配慮に留意しながら、基本計画に掲げる支援方針を達成するため、次の点を基本的な目標とし、児童発達支援センター整備について、具体的な内容を定めるものです。

1. 乳幼児期における早期発見・早期対応に向けた取り組みの充実
2. 学齢期における支援の充実
3. 関係機関との連携体制の構築
4. 要配慮児童の地域生活を支援するための環境整備
5. 支援の中核的拠点となる施設の整備



## 基本的な方針

- （1）相談支援機能の構築（専門機関との連携による一体的な相談支援）

誰もが利用しやすい相談支援の仕組みを整え、児童発達支援センターの専門的な機能を生かし、相談から早期発見、早期支援につなげます。

- （2）個性を大切にした発達支援事業の実施

利用者一人ひとりの個性が大切にされる中で、適切な療育が実施され、児童及び保護者等が安心して利用を継続できる施設とします。児童発達支援センターを利用することで、要配慮児童が地域の一員として自立することを図るとともに、保護者等の悩みや不安を軽減する取り組みを実施します。

- （3）地域支援体制の構築

地域における連携体制の構築に努め、個のニーズ（児童の特性）に応じた継続した支援を総合的に進めることができる環境の整備を図ります。また、研修などにより人材育成に努めるとともに、児童発達支援に対する理解を深めるための啓発事業や情報提供を行います。

\*心身の発達において特別な配慮が必要とされる0歳から18歳未満の児童

# 児童発達支援センターの事業の内容

要配慮児童への支援を総合的に実施する中核的な支援拠点として、『相談部門』と『発達支援部門』を二つの柱に据え、相談、連携、地域支援、発達支援に関する各種事業を実施します。

## 相談事業

**相談事業・専門相談** 【対象】要配慮児童・要配慮児童の保護者等・関係機関  
相談、問い合わせについて、専門的な立場からの支援を行います。

※障害児相談支援事業（サービス等利用計画作成）などの法内の相談事業を含む。

## 地域支援事業

**保育所等訪問支援** 【対象】障害児相談支援により「サービス等利用計画」を作成した児童  
保護者からの要望により、児童が所属する施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

**巡回相談事業** 【対象】教育・保育施設、学童クラブ等  
要配慮児童がより生活しやすくなるよう、集団生活への適応や、日常生活動作の習得に向けた、専門的な助言を行います。

**保護者支援・研修・啓発事業** 【対象】保護者、関係機関等  
要配慮児童や発達障害などに対する地域の理解を促進し、ノーマライゼーションの理念に基づく共生社会、ソーシャルインクルージョンの実現を図り、要配慮児童に対する差別と権利利益の侵害防止及び合理的配慮に関し、理解・啓発に努めます。また、要配慮児童の保護者の不安を軽減し、悩みを抱えて孤立することがないように、支援体制の整備を図ります。

## 発達支援部門

### 発達支援事業

**通常通園** 【対象】未就学児童  
機能・言語等の療育や訓練をとおり、日常生活においての基本的な動作の指導を行い、知識技能の習得を促し、集団生活への適応を図ります。

**放課後等デイサービス** 【対象】就学児童  
授業の終了後又は学校の休業日に、通所により、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流を促します。

**親子通園** 【対象】未就学児童  
数組の親子での活動や遊びを通じ、お子さんの成長に応じた発達支援を行います。また、教育・保育施設等に所属しながらの利用も可能です。

**連携通園** 【対象】教育・保育施設等に所属している要配慮児童  
相談事業により個のニーズ（児童の特性）を把握し、小集団での活動や遊びを通じ成長に応じた発達支援を行います。

**一時預かり事業** 【対象】児童発達支援センターを利用している未就学児童  
保護者にやむを得ない理由が生じた場合、お子さんを一時的にお預かりいたします。

## 児童発達支援センターの利用（想定）

子どもの発達・教育・子育てに関する疑問、心配、不安等

相談



子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関する相談

（仮称）発達・教育総合相談窓口＜新規設置（市）＞

福祉と教育の相談窓口を一本化することにより適切な相談及び必要な支援につなぎます。



## 運営主体

児童発達支援センターの運営主体は、事業の継続的、長期的な視点から、安定的かつ効率的な運営が必要です。

市の直営で実施する場合、公的な責任を果たすことはできませんが、施設整備を含め事業実施に関する財源の確保が難しい状況があります。一方、社会福祉法人については、経験と実績があり、安定的かつ効果的な運営が可能となります。

運営主体については、昭島市社会福祉事業団を含む社会福祉法人から広く公募し選定することといたしました。

なお、社会福祉法人が運営主体となっても、市が（仮称）発達・教育総合相談窓口を設置するなど、施設整備や運営において市と社会福祉法人が密接に連携して事業を進めていきます。

## 設置場所と諸室の内容

◆既存校舎1階部分（共有）  
・指導訓練室【親子通園・連携通園】  
・相談室・研修・会議室・エントランス、受付等

### （仮称）発達・教育総合窓口

◆新築・1階  
・指導訓練室（児童発達支援）  
・遊戯室・相談室  
・静養室・医務室  
・調理室・トイレ  
・事務室、職員室  
・エントランス、受付等  
・洗濯室  
・書庫、倉庫、教材室

◆新築・2階  
・指導訓練室（放課後等デイサービス）  
・感覚統合室  
・個別訓練室  
・多目的ルーム  
・トイレ・相談室  
・休憩室、更衣室

### 児童発達支援センター

【専門相談】※来所相談  
医師・臨床心理士等（公認心理師等）・言語聴覚士・作業療法士・理学療法士などが必要に応じて専門的な相談を行います。

### 教育委員会

【教育に関する相談】  
就学相談や教育相談など、教育に関する相談を行います。

### 個のニーズ（児童の特性）にあった支援内容を紹介

#### 児童発達支援センター

・児童発達支援  
・放課後等デイサービス などの利用 \*児童福祉法に基づく利用者負担金があります。

・親子通園事業・連携通園事業  
・一時預かり事業 などの利用 \*利用者負担金があります。

#### 他機関

医療機関など適切な関係機関を紹介

### 関係機関との支援会議の開催

### 相談・モニタリング

療育状況を確認し、今後の療育計画や目標の確認、検討を行います。

